

日本赤十字社企業年金基金財政運営に関する規程

(目的)

第1条 日本赤十字社企業年金基金（以下「基金」という。）は、加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の年金及び一時金の給付を、将来にわたって確実に履行するため、法令等並びに日本赤十字社企業年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるところによるほか、この規程に沿った財政運営を行う。

(具体的な財政運営方法)

第2条 基金の具体的な財政運営の方法は、次の各号に定める。

(1) 基本方針

財政運営にあたっては、実績に基づいた合理的予測等をもとに掛金を設定し、効率的運営に留意する。また、加入者等の受給権を保全するため、年金資産の額が最低保全給付を支給するために必要な原資の額である最低積立基準額を下回らないよう留意する。

(2) 継続基準

ア 財政方式

開放基金方式

イ 基礎率の設定

(ア) 予定利率

年3.5 %

設定にあたっては、保有資産の長期的期待収益率やリスクとの関係に留意し、さらに年金数理人、証券アナリスト等の専門家の助言、確定給付企業年金等で採用している予定利率の分布統計等、利用できる情報を参考にした上で決定する。

(イ) 予定死亡率

確定給付企業年金法施行規則に定められている基準死亡率とする。

(ウ) 予定脱退率

原則として過去3年間の実績に基づいて決定する。平均脱退率の変動に傾向がある場合や各年度の実績が不安定な場合には、それらを考慮して見込むことを検討する。

(エ) 予定昇給指数

原則として財政計算の計算基準日における実績に基づいて決定

する。

給与水準が上昇傾向にあるときは、その傾向を勘案することの必要性について検討を行う。

この場合、予定利率算定の基礎との関係にも留意するものとする。

(オ) 新規加入者の見込み

原則として過去3年間の新規加入者の実績に基づいて、新規加入年齢を決定する。

(カ) 最終年齢（計算上の定年年齢）

65歳

ウ 別途積立金の処分

別途積立金は、財政決算の結果生じた不足金に充当する場合及び財政再計算において掛金上昇抑制等のために取り崩す場合のほかは、原則として年金経理に留保する。

エ 過去勤務債務の償却

過去勤務債務の償却は、次に定める方法による。

(ア) 償却方法 元利均等償却

(イ) 償却期間 20年以内

オ 資産の評価

時価方式

カ 財政検証

規約の定めによる。

(3) 非継続基準

ア 予定利率

最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、厚生労働省告示による予定利率に0.5%を加算して得た率とする。なお、予定利率の決定にあたり、代議員会の議決が必要となる場合には、代議員会において議決を経るものとする。

イ 財政検証

規約の定めによる。

(4) 積立上限額を超える場合の掛金の控除

事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る利子相当額を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額を控除するものとする。

(見直し及び意思決定)

第3条 この規程の見直しの時期等並びに財政運営に関する意志決定の手続きは、次の各号に定める。

(1) 見直し

この規程は、原則として財政再計算ごとに基金の状況及び社会経済情勢を踏まえて見直すものとする。

(2) 意思決定

財政運営に関する内容について決定や変更する場合には、年金数理人や監事の意見を聴取の上、代議員会において議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月17日から施行し、平成31年3月31日から適用する。